

古今伝受と歌学教育

小 高 道 子

古今伝受は師から弟子へと相伝された中世歌学における最奥の秘伝であった。東常縁から宗祇への相伝において形式が整えられ、宗祇から三条西実隆に伝えられた流れは、細川幽斎・智仁親王を経て後水尾天皇に伝えられ、御所伝受の基盤になった。この古今伝受について、鈴木元氏は、「古今伝授」と表記する「狭義」の古今伝受と、「広義」の古今伝受とに分けて定義され、狭義の古今伝受について「古今伝授」の最大の目的は、和歌が倫理的であることの根本的な保証（お墨付き）を与えることであつたであろう（略）それらの構造を正しく理解することにより、和歌の正しさが約束され、和歌が道から外れることはないという精神の拠り所を築く営みこそが「古今伝授」の本質ではなかつたか」とされた。当時の古今伝受はどのようなものであつたのだろうか。また、狭義の古今伝受と広義の古今伝受とに分けて考察することが出来るのであろうか。本稿では古今伝受継承者の聞書等を通して古今伝受と歌学教育について検討したい。

一 古今伝受の講釈と秘説

鈴木元氏は「広狭二義」の古今伝受について、自身の立場を次のように記された。

稿者の基本的な立場は、常縁から宗祇への秘伝の授受に端を発する、狭義の古今伝授を軸にここでは考えるということ、ただしそのみを孤立的に論じうるものではなく、必要に応じ古今集の秘説の伝授の歴史から俯瞰した形で議論を進めることになる、と言つ点を初めに明らかにしておく。ただし用語の混乱を避けるため、広義の「古今伝授」はそのままに、狭義のそれは「古今伝授」と表記し区別することとする。

（略）

そこで考え方の手続きとしては、狭義「古今伝授」の特徴の一つとされる「裏説」について検討を加え、それが和歌に何をもたら

し、どのような意義を有していたのかをまず考えてみたい。

鈴木氏のいう「常縁から宗祇への秘伝の授受に端を発する」古今伝受については、その実態を資料により確認できる事が多い。まず古今伝受がどのように理解されていたかを、現存する資料で確認しておきたい。宗祇から実隆への古今伝受で相伝された実隆自筆の「古今伝受書」（早稲田大学図書館蔵）には、「古今伝受次第」として、古今伝受の内容が伝わる。²⁾

古今伝受次第

清濁 談義 伝受 口伝 切紙 奥書

但、依人依時議之由、可意得也

古今伝受には、「清濁」「談義」という「古今和歌集」の講釈を聴いた後で、秘説を「伝受」し、「口伝」を受け、「切紙」を与えられた後、「奥書」すなわち証明状を授与される、という課程があることがわかる。こうした行為全体を「古今伝受」と称していたのであろう。秘説を記した「切紙」が初心者に与えられないことは、陽明文庫に伝わる宗祇の書状でもわかる。同書状は、宗祇が近衛尚通に宛てた書簡で、宗祇自筆である。³⁾

以前進上不申切紙ノ二被懸御目候て給へく候ノ古哥と申八昔八物語ノのやうなる事皆哥にて候ノ心殊勝なる事候間、道之ノをきてに古人相談仕候ノなる。又身によこしまなくとノ申候八其理いか

なる物も心づるノ事二てしかも肝要の事候間ノ初心の時八人用事もなく候間ノ道をき八めて後二渡物候ノ間、只今進上申候」という。「切紙」は、「初心の時」には「用事もなく」「道をき八めて後二渡物」であるから「只今進上申候」という文章からは、「切紙」は初心の時ではなく、道を究めた後に与えられたものであることがわかる。古今伝受の「切紙」が、秘説を継承し、道を究めな

後でなければ与えられないとする以上、その一部の説のみを取り上げて古今伝受について論じることができるのかどうか、甚だ疑問である。

細川幽齋が古今伝受を返した三条西実条について、幽齋は松永貞徳に次のように語っている。⁴⁾

有時、ちかきころうせ給ひし三条殿、いまだわかかりしが御出有て、「野つかさ・やつかさ・にきどり」など云、ふるき詞の書立を持って御たづねありければ、それをも一々に答へ知せ給ひし跡にて、「あの手間にて、歌を御見せなされよかし。かやうの難義はみな物之本にてしらるゝ物也。御心だて不器用なり」といたうづめき給へり。（『戴恩記』）

此一大事を、そこなどに伝ふる事にてはなしといへども、三条殿は不すきにて、返し奉べき御器量にあらず。此事曉の夢にも天下

に知人なしと、三光院殿のたまひしかば、返々あだに存る事な
れ（『天水抄』）

『戴恩記』によると、実条は「野つかさ・やつかさ・にしきどり」
などという、古い「詞の書立を持」って、その意味を幽齋に尋ねた。
幽齋はそれらの一つ一つに答えた後で、「あの手間にて、歌を御見せ
なされよかし。」と「いたうつめ」いたという。「かやうの難義はみな
物之本にてしらるゝ物」であり、そうしたことに手間をかけている実
条を「御心だて不器用なり」と嘆いている。そして「暁の夢にも天下
に知人なしと、三光院殿」がのたまった「一大事を」貞徳「などに伝
ふる事にてはなし」というが、「三条殿は不すきにて、返し奉べき御
器量に」ないたため、貞徳に伝えたという。三光院三奈西実枝から預かっ
た古今伝受を返すべき実条ではあるが、「みな物之本にてしらるゝる
『難義』ばかりに関心を持って、和歌を詠んで添削してもらつ事をし
ない。そうした実条は「御心だて不器用」であり「不すきにて、返し
奉べき御器量にあらず」というのである。この記事からも、古今伝受
を伝える時に大事なものは、「難義」の解釈ではなく、実際に和歌を詠
んで添削してもらい、和歌を上達させる事だと考えられていたと推定
される。鈴木氏は古今伝受は「和歌の質的向上、発展に」「何の影響
も及ぼさなかった」とされるが、「歌の質的向上」に「何の影響も及
ぼさな」い古今伝受を、歌人たちはなぜ学んだのだろうか。

「古今伝授は和歌を発展させたか」。その問い（文学論的な観点か
らの功罪の評価にかかわる問い）に対しては、その趣旨が和歌の

質的向上、発展に古今伝授は意義があつたのか、という意味であ
れば、第一義的には、古今伝授は何の影響も及ぼさなかったと答
えざるをえない。

一 歌学教育としての古今伝授

鈴木氏は、「歌学教育のシステムとして」の古今伝受について、次
のように記されている。

問いの趣旨は次のように言い換えることで一般性を得るかもしれ
ない。則ち「古今伝授は歌学教育のシステムとして、有効に機能
したのか」と。そして現に、古今伝授研究の少なくとも一部は、
それに答えようとする方向で進められているようである（菅野洋
一氏「歌学教育カリキュラムとしての古今伝授」『古今集の世界
伝授と享受』世界思想社、一九八六年）。

ただし古今伝授を広義にとらえた時、歌学教育のシステムとい
う捉え方に一定の有効性を認めるに吝かでないが、それでも鎌倉
後期以降に展開した歌道家庶流とその末流の生み出した説話的古
今註や、三輪氏の謂う所の「灌頂伝授期」の注釈が、そのような
把握に合致するものかどうか、甚だ危うい気がする。

形式から内容を分離させる限り、それら形式に属する部分が歌
学伝授のシステムの中で何を担っていたかが見えなくなる。その
ような状況の中で歌学教育としての「古今伝授」を論じても、伝
授の過程の中から歌学教育として意味のありそうな要素を抽出し、
故に古今伝授は形骸ではなかったという予定調和の結論に話題を

回収するだけの作業になってしまうのである。

古今伝受が歌学教育であったことは、菅野洋一氏が言い始めたことではない。鈴木氏が引用する横井金男氏は、古今伝受「そのもの本質が、師弟関係を通じて歌学の教育を行ふことであつた」とされている⁽⁵⁾。

この古今伝授三十首に対する添削の一事は、古今伝授が極度の形式的展開を遂げた御所伝授に於てのみ、特に実施されつゝあつた事実であつて、古今伝授が形式化された後に於ても、伝授そのもの本質が、師弟関係を通じて歌学の教育を行ふことであつたと云ふ真意を、遺憾なく表明してゐるものに外ならないのである。

鈴木氏が「それに答えようとする方向で進められている」「古今伝授研究」として指摘された論文の中で、菅野氏は古今伝受の順序について五項目を挙げ、「これらのことは、今までほとんど着目されていなかった」「具体的な指導の順序が問題となることはなかった」と次のように記している。

古今伝授とは、「古今集について、巻頭の序文から、二〇巻の巻末の歌の注にわたり、すべての解説を伝え授けること」(『和歌文学大辞典』) だけではない。しかも、巻頭の序文から順序通り始めたのでもなかった。

古今伝授における『古今集』の教育課程ともいふべきものの要点は、次の通りであつた。

- (1) 序文は後回しになっていて、すぐに巻一の和歌から始めていくこと。
- (2) 巻十の「物名」(四十七首)を後回しにしていること。
- (3) 後回しにした巻十の次に序文を講釈していること。
- (4) 伝授の最後に、巻二十の「大歌所御歌」(三十二首)が来ていること。
- (5) 御所伝授では、巻十六の「哀傷歌」(三十四首)を講釈せず、省略していること。

これらのことは、今までほとんど着目されていなかった。古今伝授は、『古今集』の秘説を伝授していくだけではなく、歌学教育でもあつたので、教育の観点からの考察は少なくない。しかし、その具体的な指導の順序が問題となることはなかった。

まず(5)の御所伝受から検討する。菅野氏は「御所伝授」として一括するが、宮廷歌壇の指導者として御所伝受を相伝した後水尾院と、死の直前に箱だけを伝えた光格上皇とを同一に論じることが出来ないであろう。高梨素子氏は後水尾院が明暦三年二月三日に哀傷部を講釈したことを指摘している⁽⁶⁾。

(5)以外の講釈の順序については『図書寮典籍解題 続文学篇』(以下『続文学篇』と略す)が四回記している。しかも、巻巻十物名、巻二十大歌所御歌、仮名序の順序については、異なる事があることまで指摘されている。また、講釈の順序を記した記述ではないが、「古今集不審并詰声」の順序も、この三項が最後になっていることが指摘されている。菅野氏が指摘された(1)から(4)は、昭和二十五年に、既に指

摘されていたことである。比較のために『続文学篇』を掲げておく。

(二〇九頁上)

「古今伝受」

講釈は巻一からはじめられ、全巻を了る。その内、巻十物名と巻二十大歌所御歌の両巻は、各々釈教、神祇の巻、肝要の巻として、全巻の終了後に、仮名序と共に授けられた。(一七七頁下)

「古今集幽齋講釈日数」

かやうに巻十物名、巻二十大歌所御歌を最後に廻し、殊に二条家では巻二十大歌所御歌は神祇の巻として深秘されたところから仮名序の後に講ぜられた(宗祇が肖柏に講釈した時は巻十、巻廿の両巻を序の後にしてゐる。)(一八〇頁上)

「伝心抄」

その裏に幽齋筆で「御講釈次第」として第一九、第十一、十九、第十(物名)、序、第二十(大歌所御歌)、家々証本之本(墨滅歌)、奥書、真名序、切紙と講釈の順序次第を示してゐるが、本聞書はこの講釈の順にはよらず、二条家相伝の証本貞応本の順によつた事を示してゐる。(一八五頁上)

「古今集不審并訛声」

第三冊目の扉には「訛声」と目したもので、古今集の巻序に従つて、巻一から巻十九、物名、仮名序、巻二十大歌所御歌等について、各巻の詞、語彙の読曲、清濁等をしるしたものである。

菅野氏は講釈の順序について「今までほとんど着目されていなかった」

「具体的な指導の順序が問題となることはなかった」とされるが、菅野氏が指摘する(1)から(4)はすべて『続文学篇』に記されている。さらに『続文学篇』は「巻十物名と巻二十大歌所御歌の両巻は、各々釈教、神祇の巻、肝要の巻として、全巻の終了後に、仮名序と共に授けられた」と、当時の古今伝受資料に基づいて指摘している。これまでに「ほとんど着目されていなかった」どころか、『続文学篇』の精緻な考証を超える新資料が見出せないために、論じられなかったであろう。

『続文学篇』の記事を参照して菅野氏が引用された『和歌文学大事典』(以下「事典」と略す)を見ると、『事典』は『続文学篇』を簡略にしていることがわかる。『事典』は、『図書寮典籍解題』『続文学篇』を参考文献として挙げる。『事典』の性格から、詳細に記す紙幅がないために、参考文献として『続文学篇』を挙げたのであろう。しかも『事典』は『図書寮典籍解題』の項目を立てて伊地知鐵男氏が執筆している。こうしたことから『事典』の執筆者は『続文学篇』をふまえて記述していると推定される。すると、「古今集について、巻頭の序文から、二〇巻の巻末の歌の注にわたり、すべての解説を伝え授けること」という菅野氏が引用された記述は、『続文学篇』に記された内容を、字数に応じてまとめたものとすべきであろう。

ここで改めて『事典』の記述を検討してみよう。『事典』の説明の「古今集について、巻頭の序文から、二〇巻の巻末の歌の注にわたり」とする記述は「わたる」という語を使用したこととあわせて、古今

集全体という範囲を示すものであり、「序文から」を講釈の順序を示すとは推定できない。また「すべての解説を伝え授けること」の「すべて」は、『続文学篇』を念頭に置いてそこに記された古今伝受資料の「すべて」を指すと理解できる。菅野氏は「古今集について、巻頭の序文から、二〇巻の巻末の歌の注にわたり、すべての解説を伝え授けること」（『和歌文学大事典』）だけではない。」とされるが、他に何かが残っているとすると「すべて（の解説を伝え授けること）」とは言えないであろう。「すべての解説を伝え授けること」以外に、何があるのだろうか。菅野氏は「だけではない」とする根拠や具体的な内容について、何も示されていない。

三 御所伝受と歌学教育

近世に入ると古今伝受は御所に入り、天皇を中心に継承されることになった。後水尾院宮廷歌壇については、柳瀬万里氏が「後水尾院宮廷の歌人」（『国語国文』昭55・8）において、『新明題和歌集』、『新題林和歌集』に収められている歌の数を歌人別に集計（それぞれ五〇首以上一九人、一〇〇首以上一九人）し、次のように整理された。⁷⁾

ところで、第二章に掲げた主要歌人のうち収載歌数の上位の人人は、ほとんど古今伝授の被伝授者であることが知られる。（略）

後水尾院は、智仁親王より古今伝授を受け、それを発展させて御所伝授の新しい儀式を創り出した人である。院は古今伝授をなすに当って、被伝授者の資格を厳重に定めて、彼が最も優れた歌

人であると認定した側近の歌人にのみ、それを許したと見られる。よって、前述の如く、主要歌人の中でも、院に最も近いところに位置する数人の歌人が、古今伝授グループの歌人として、その位置をここに明瞭にする。

近世における古今伝授については、その内容を批判して、それが和歌の実作とは関係していないものごとくに把握されてきたむきもあるようである。しかしながら、その把握には疑問があると言わねばならない。なぜならば右に見られるように、古今伝授を受けている堂上歌人こそが、今日も普通に見て、高く評価される堂上和歌実作者の中心的存在であったからである。近世前期にあつては、古今伝授と和歌の実作とは、堂上和歌においては極めて緊密な関係にあつたのである。

近世堂上歌壇における古今伝受と実作については、この説明で十分であろう。柳瀬氏はさらに、古今伝受継承者である後水尾院が堂上歌人の歌作を指導した資料として、『後水尾院勅点和歌』を紹介し、「古今伝授こそ受けなかったが、後水尾院に和歌の指導を受けた人人」を「準古今伝授グループ」として、古今伝授グループの歌人の外側に位置づけられた。

後水尾院が堂上の歌人たちの歌作を実際に指導した資料として『後水尾院勅点和歌』という一冊がある。この書は、古今伝授グループに属する後西院、道晃法親王、飛鳥井雅章、日野弘資、鳥

丸資慶、中院通茂、白川雅喬の七名とさらに堯恕法親王、飛鳥井雅直の二名、合計九名の歌人の歌について院が添削した物を主として載せている。

右の人々の外に、当座の歌会で詠歌の添削を受けた人々の作歌も若干収められている。その人々の名を記すと（略）

以上の人々は、歌会において院の勅点を受けてはいるが、古今伝授を受けるにはいたらなかった歌人である。この人達は古今伝授こそ受けなかったが、後水尾院に和歌の指導を受けた人人であるので、準古今伝授グループとして、古今伝授グループの歌人の外側に位置づけてよいであろう。

そして「この準古今伝授グループの、さらに外縁部に、公式の歌会、たとえば禁中、仙洞御会始に和歌を詠進した歌人が居る（ただし、古今伝授グループ、準古今伝授グループに属する人たちを除く）」ということが一応考えられる」として、後水尾院の堂上歌壇について、次のように俯瞰された。

近世前期に堂上歌壇というものが存在しているとするならば、

左に記すような形態が推定できる。

- (1) 後水尾院（中心）
- (2) 後水尾院の側近——古今伝授グループ——（略）
- (3) 準古今伝授グループ（略）
- (4) (3)の外縁部に位置する歌人たち

後水尾院を中心にした宮廷歌壇の歌人は、古今伝授継承者を中心にして位置づけられた。こうしたことを考えると、歌人にとって古今伝授がどれほど重要であったかが推測できる。

柳瀬氏が紹介された『後水尾院勅点和歌』については、上野洋三氏が『万治御点』として紹介された⁸⁾。氏は後水尾院の添削内容を検討することに、当時の和歌のあり方を具体的に明らかにされた。そしてさらに古今伝授について次のように記されている。

ところで、「古今伝授」の本来の部分、すなわち古今集そのものについての伝受の場合は、必ず、前もって古今集そのものについての講読が行われます。それがひととおり終わった上で、その中の最も重要な、あの「をがたまのき・めどにけづりばな・かはなくさ」の「三木」と「よぶこどり・ももちどり・いなおほせどり」の「三鳥」などの解釈が秘中の秘として伝えられるわけで、それらもあくまでも古今集全体の解釈の一環であるはずで、

つまり、秘伝を相伝した院と、承けた四名とがなお「毎日」集まって古今集の解釈について「不審」の点を討究していた、と書いてあります。この記録は、後水尾院の古今伝授が、文字通り古今集理解の継承を綿密に行っていたことの証言と言えるでしょう。

古今伝受について「いふが如く古今伝受は師から古今集についての講釈解読をつつづく伝承形式である」と記した『続文学篇』の記述は、

御所伝受においてもあてはまることがわかる。古今伝受は古今集の解
 釈を継承し、歌学教育を行うものであったからこそ、形を変えながら
 も尊崇され継承され続けたのであろう。

注

- (1) 「古今伝授は和歌を進展させたか」(『中世詩歌の本質と連関』平24・
 竹林舎)
- (2) 引用は『中世歌書集』による。
- (3) 本書状については「近衛尚通の古今伝受」(『中京大学文学部紀要』
 平29・3)で検討を加えた。
- (4) 引用はそれぞれ日本古典文学大系、俳文学体系による。
- (5) 『古今伝授沿革史論』(昭18・大日本百科全書刊行会)
- (6) 『後水尾院講釈聞書』(平20・笠間書院)
- (7) 「後水尾院宮廷の歌人」(『国語国文』昭55・8)。以下、柳瀬氏の引
 用は本論文による。
- (8) 『近世宮廷の和歌訓練』万治御点 を読む(平11・臨川書店)。

付記 宗祇書状の閲覧につきましては、陽明文庫文庫長名和修先生に御指導
 御高配を賜りました。記して深謝申し上げます。